別表第二株式会社東京工業品取引所の項を次のように改める。

株式会社東京商品取引所	農産物・砂糖市場	一般大豆	千八百枚	五十枚
		小豆		二十枚
		とうもろこし		五十枚
		粗糖		五十枚
	ゴム市場	くん煙シート（ＲＳＳ）	六百枚	五十枚
	貴金属市場	金	五千枚	百枚
		銀		百枚
		白金		二十枚
		パラジウム		二十枚
	石油市場	ガソリン	六百枚	五十枚
		灯油		五十枚
		軽油		五十枚
		原油		五十枚
	中京石油市場	ガソリン	六百枚	五十枚
		灯油		五十枚
	アルミニウム市場	アルミニウム	六百枚	二十枚

別表第二関西商品取引所の項中「関西商品取引所」を「大阪堂島商品取引所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年二月十二日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年一月二十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「拉致問題対策本部事務局長代理若しくは」を削り、「郵政民営化推進室長」の下に「若しくは拉致問題対策本部事務局長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年一月二十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―三〇

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「拉致問題対策本部事務局長代理又は」を削り、「郵政民営化推進室長」の下に「又は拉致問題対策本部事務局長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年二月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十五年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人京都大学学術情報メディアセンター図書室の項を削る。

○復興庁告示第一号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第一中「福島避難解除等区域生活環境整備費」の次に「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費」を加える。

○総務省告示第二十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十二号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	旧	新
平成二十四年十二月二十日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本未来の党（にっぽんみらいとう）	同
	本部の所在地	東京都千代田区永田町二―十二―八永田町Ｓビル三Ｆ	東京都中野区中野四―七―三

○総務省告示第二十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十三号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項	旧	新
平成二十四年十二月二十日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本未来の党（にっぽんみらいとう）	同
	本部の所在地	東京都千代田区永田町二―十二―八永田町Ｓビル三Ｆ	東京都中野区中野四―七―三